

遊佐町立遊佐小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年4月策定

令和8年5月更新

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

- いじめはどの児童でも起こりうるものであること
- いじめは人間として許されないという強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと

2. 具体的取組み

I いじめ未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 人権教育の充実

- ・全教育活動の中から人権に関わる要素を見出し、生命尊重の精神や人権感覚を育てていく。
- ・児童会活動を核に、自他の良さを大切に、相手を思いやるための自尊感情の育成を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・児童の実態を踏まえ、道徳性を養うために、内容を十分検討した題材や資料を準備し、授業に当たる。
- ・道徳の授業を通して内面的な価値の自覚を深化させるとともに、その自覚に基づいた行動の在り方を見取る。

(3) 体験活動の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共生の心に自ら気づく体験活動を各学年で推進する。
- ・異学年交流（縦割り活動等）、幼保小交流、小中高連携活動、特別支援学級交流会等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にしていく。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観、保護者研修会、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動やSNS対応の研修等により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめを防止するための啓発

- ・特別な教科道徳や学級活動の時間において情報モラルの教材を計画的に実践し、児童に対するネット上のマナーの指導を徹底する。特に、「人の悪口（誹謗中傷等）は絶対に書いてはいけないこと」「一度書いてしまったものは取消ができないこと」を理解させる。
- ・今後、新たな事案が発生することは十分に予想されるので、最新の動向の把握に努める。
- ・全学年で外部講師を招き「メディア安全教室」を実施する。

II いじめの早期発見について ～小さな変化を見逃さない～

(1) 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設定することを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

- ・「いじめ相談窓口」があることを年度始めの全校朝会で全児童に周知し、相談しやすい環境づくりをする。 ※主な相談窓口は、教育相談担当者とする。

(2) 情報の入手

- ・年2回（5月・10月）のQ Uアンケートにより学校生活の満足度や学級集団の状況、交友関係を把握する。
- ・毎週行われる児童の情報交換の時間を活用し、話題としてあげられた児童の交友関係の実態を全職員で共有する。
- ・年3回（5月・11月・2月）、児童へのいじめ実態アンケートを行い、その後児童全員との面談週間を設けて詳細を把握する。
- ・年2回（5月・11月）、保護者へのいじめ実態アンケートを行い、保護者からも情報を入手する。
- ・連絡帳やさくら連絡網の活用を図り、担任と児童・保護者が日頃から連絡を取り合えるシステムを構築する。
- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の来校日を児童・保護者へ周知し、面談に訪れた児童や保護者からのいじめに関する情報をSCやSSWからも入手する。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的対応を～

- (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - ・メンバー：校長・教頭・教務・養護教諭・教育相談担当・生徒指導主任・学年主任・担任
 - ・会議の内容を教育相談担当が記録し、保存する。
- (2) 正確な実態把握
 - ・当事者双方や周りの児童から聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認に努める。
 - ・役割分担を明確にしながらか関係職員と情報を共有し、事案については正確に把握する。
- (3) 指導体制、方針決定
 - ・事案について、教職員全体で共通理解を図り、組織的に解決していく。
 - ・指導体制や方針については、「いじめ対策委員会」を母体に決定していく。
 - ・教育委員会や関係機関との連携を密にして決定する。
- (4) 児童への指導・支援
 - ・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
 - ・いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。
 - ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
- (5) いじめの解消
 - 【いじめ解消の定義】**
 - ・いじめ行為が止まっている：いじめ行為が止まっている状態が「少なくとも3か月を目安」に継続していること
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない：被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者への面談で確認できることこれらの要件を満たすことで、いじめが解消したと判断し、再発防止のための継続的な見守りを行う。
- (6) 関係機関（町教委・警察署・法務局・SC・SSW・エリアSSW・学校医）との連携
 - ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会や警察署、法務局等と連携して対処する。
 - ・いじめられた児童およびいじめた児童や家庭への心のケアとしSCやSSW、エリアSSWと連携して対処する。

IV 重大事故への対応について ～関係機関と信頼関係を保つ～

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事故への対処

- 重大事故が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

V 点検・評価と不断の見直し ～いじめ問題に係る点検・評価～

学校評価に次の項目を掲げ、適正に評価し、必要に応じて改善を図る。

- 日頃からいじめの実態把握に努め、児童の実態を学校組織として共有しているか。
- 学校いじめ防止基本方針を保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- いじめの防止・早期発見のための研修を計画的に実施するとともに、組織で対応する体制が整備されているか。